右陶器ハ解雇ニ依リ大半ヲ解雇者ヲ支給セズ
平素アルモ在職ノ規則励行ニヨル陶器ヲナスヲ解雇職工ハ
甚ダ々トシテ不安、職工ハ陶器ヲ恐レテ持続スセシハ
出勤率及外持手様モ良好平常ヲ維持セリ

3.（賞与五月）並ニ二十五周年記念（五年五月）設備ニ対スル不満）

会社ハ今期ノ賞与配当ヲ一年ニ社員職工株主共ニ
半減シ（配当ハ割ナリシヲ二割ニ）タルモ之ヲ補フ意味
ニテ別ニ二十五周年記念トシ賞与ニ株式ヲ配当スル
数ヲ例ニ支給セリ　然レドモ設備数ハ立トシテ勤続
年数ヲ標準トシ之ヲ与ヘ（最低二円ニシテ賞与ノ
資格ナキ者ニモ設備ハ与ヘタリ）タリ職工ハ之ニ対シ
不満。加フルニ株主ハ配当ハ未然サレタル如キモ

十年六月二十五日資本金五〇〇万円ヲ九〇〇万円ニ
増資セシ（旧株一株ニ対シ新株一株ノ割ナリ）之ニアリテハ配当ヲ享ケタルモノナレバ株主ニハ
職工ノ（社員）常備ニ対シテハ此ニ其ノ株ヲナシ資本家タル株主
ハ坐ナガラニシテ高配当（年七割ノ配当）ヲ享クルハ不合理ナリトノ不満アリ

4.（解雇ニ対スル不安）

不況ノ為メ作業閑散トナリ職工ハ解雇セラルヽナキヤトノ（解雇ノ風説モアリ）
不安ヲ懐キ居タリ（従ッテ解雇ヲ予想シテ手当規定ヲ要求セリ）

5.（常備委員（工場委員）制度ノ要求）

（旅ニ於ケル大阪ノ本社長谷川所ノ解雇セルハノメカシタリト又二百人ノ一千人ノ解雇アリテ手当支給セリト。）

大阪ニ於テハ住友、藤永田、大阪鉄工所、川崎ト新似ノ
各工場並ニ職工下ニアリ何モ既ニ常備委員制ヲ
制定セシタルニ、神戸ニ於テハ之ナシコレ必要ナリトスルノ念
堪ヘ大正八年以来ノ陳情モ職工側ハ会社陳述ノ校定ヲ要求シタルコトアリ